

## 秋田県告示第565号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり東北地方整備局能代河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年12月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、空中写真測量）
- 2 作業を行う地域  
日本海沿岸東北自動車道 大館～小坂間14キロメートル 地内  
一般国道7号 北秋田市（坊沢地区、糠沢地区） 地内
- 3 作業を行う期間  
平成25年11月25日から平成26年2月28日まで